

2018年9月吉日

関係者各位

職業訓練法人全国建設産業教育訓練協会
富士教育訓練センター
校長 小松原 学
(公 印 省 略)

「フルハーネス型」墜落制止用器具の使用義務化について

拝啓、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より当協会の教育訓練に多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より標記についての労働安全衛生法及び関連法規の改正・施行が公表されました。当協会では実施する下記の教育訓練についても、改正施行日の2019年2月1日以降、改正内容に準拠します。

この改正により、現在当協会では実施している教育訓練のいずれが該当するかを精査いたしましたところ、現行規格の胴ベルト型でも2022年1月1日までは要求性能墜落制止用器具とみなされますが、当該の胴ベルト型では実施できない教育訓練も発生する事を確認いたしました。

したがって、改正施行日以後に実施する教育訓練については、準拠する墜落制止用器具をご用意の上での教育訓練参加になりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

引き続き当協会の教育訓練に、ご協力賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

準拠：労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について

(基発 0622 第 1 号)

：墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン

(基発 0622 第 2 号)

①作業床を設ける事が困難で、2 m以上の高さにおいて行う教育訓練

例：鉄骨の建方と解体、吊り足場組立と解体、一側足場組立と解体、屋根上作業
切りばり若しくは腹おこしでの作業

実施前の教育：対象となる特別教育の取得

実施時の教育：フルハーネス型の墜落制止用器具を使用

②作業床を設ける事が出来、5 mを超える高さ（建設業）において行う教育訓練

例：枠組足場4層目以上の組立と解体、くさび緊結式足場4層目以上の組立と解体
高所作業車技能講習及び特別教育、該当高さの作業床上での作業

実施時の教育：フルハーネス型の墜落制止用器具を使用

③作業床を設ける事が出来、高さ2 m以上5 m未満において行う教育訓練

例：足場3層目までの組立と解体、該当高さの作業床上での作業

実施時の教育：フルハーネス型または胴ベルト型の墜落制止用器具を使用

※ただし、業界の安全に対する取組みを考慮し、2021年度からは墜落制止用器具の必要な教育訓練を、全てフルハーネス型とさせていただきます。

以上